訪問介護重要事項説明書

＜令和８年（２０２６年）6月１日現在＞

１　事業所の概要

（１）事業所の所在地とサービス提供地域

事業所番号	１３７２００１０６３
事業所名	関町訪問介護事業所
所在地	東京都練馬区関町北一丁目7番10号1階
サービス提供地域	練馬区

（２）事業所の職員体制　　（人）

		資　　格	常勤	非常勤	計
管理者（ｻｰﾋﾞｽ提供責任者）		介護福祉士	1		1
サービス提供責任者		介護福祉士	4		4
		実務者研修修了者			
従事者	介護福祉士			19	19
	実務者研修修了者				
	介護職員初任者研修修了者			6	6
	訪問介護員養成研修１級課程修了者				
	訪問介護員養成研修２級課程修了者			3	3
	介護職員基礎研修修了者				

（３）営業日、営業時間

事務所営業日　　月曜日～土曜日（年末年始を除く）

事務所営業時間　　午前８時３０分～午後５時１５分

サービス提供対応日　年末年始（12/29～1/3）を除く毎日

サービス提供時間　　以下の表のとおり

サービス提供時間	通常時間帯 8:00～18:00	早　朝 7:00～8:00	夜　間 18:00 ～22:00
平　日	○	○	○
土・日・祝	○	○	○

※早朝および夜間は料金が異なります。

※天候、自然災害や交通事情その他諸事情により、サービス開始時間が訪問予定時間より遅れることがあります。またサービスを中止させていただく場合がございます。予めご了承ください。

2　事業団の概要および運営方針

（1）事業団の概要

名称	社会福祉法人練馬区社会福祉事業団
代表者役職・氏名	理事長　臼　井　　素　子
本部所在地	東京都練馬区光が丘六丁目４番１号
電話番号	０３（６７５８）０１４０
運営事業	第一種社会福祉事業 ・特別養護老人ホームの経営 ・軽費老人ホームの経営 第二種社会福祉事業 ・老人デイサービスセンターの経営 ・老人短期入所事業の経営 ・老人居宅介護等事業の経営 ・障害福祉サービス事業の経営 ・移動支援事業の経営 ・老人福祉センターの経営 ・生計困難者に対する相談支援事業 公益事業 ・居宅介護支援事業 ・練馬区立敬老館運営業務 ・練馬福祉人材育成・研修センター事業 ・練馬区立区民ホール管理業務 ・地域包括支援センター運営業務 ・介護予防支援事業

（2）運営方針

事業団は、社会福祉事業に関する熱意および能力を有する職員による適切な援助を行うよう努めております。

① お客様の人権および意思を尊重し、常にお客様の立場に立って対応します。
② まごころをこめてお客様に接します。
③ お客様のプライバシーを保護し、業務上知り得た秘密は正当な理由なく第三者に開示しません。
④ 苦情相談の対応を速やかに行います。
⑤ 運営に関する情報は積極的に公開します。

3　サービス内容

事業団は訪問介護計画に沿い、以下のサービスを提供します。具体的な内容は訪問介護計画書をご確認ください。

（1）身体介護（例）

身体介護行為	具　体　的　内　容
排泄介助	トイレ利用、ポータブルトイレ利用、おむつ交換　など
食事介助	食事介助、特段の専門的配慮をもって行う調理　など

身体介護行為	具　体　的　内　容
清拭・入浴介助、身体整容	清拭（全身清拭）、部分浴、全身浴、洗面等、身体整容、更衣介助　など
体位変換、移乗・移動介助、外出介助	体位変換、移乗・移動介助、通院・外出介助　など
起床・就寝介助	起床介助、就寝介助　など
服薬介助	服薬介助　など
自立生活支援・重度化防止のための見守り的援助	自立支援、日常生活動作能力・生活の質の向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守りなど
上記に関わるサービス準備、記録など	健康チェック、環境整備、相談援助、情報収集・提供、サービス提供後の記録　など

（２）生活援助（例）

生活援助行為	具　体　的　内　容
掃除	ご本人の居室等ご本人が日常的に使用する場所の掃除、ゴミ出し、準備・後片付け　など
洗濯	洗濯機または手洗いによる洗濯、乾燥、取り入れと収納アイロンがけ　など
ベッドメイク	シーツ交換、カバーの交換、ベッドメイキング、布団干し　など
衣類の整理、補修	衣類の整理、被服の補修　など
調理、配下膳	配膳、後片付け、一般的な調理　など
買い物等	日常品の買い物、薬の受け取り　など
上記に関わるサービス準備、記録など	健康チェック、環境整備、相談援助、情報収集・提供、サービス提供後の記録　など

（３）その他のサービス（介護保険から給付される訪問介護サービスに限ります。）

４　料金

（１）料金

料金は、基本料金、加算・減算利用料金、その他の料金から構成されます。
介護保険の対象となる料金は、お客様の「介護保険負担割合証」に記載された負担割合でご負担いただきます。
詳細は別表をご参照ください。

なお、例外的に償還払い方式が採用される場合は、お客様にはいったん利用料金を全額お支払いいただくことになります。この場合は、事業団はお客様にサービス提供証明書を発行します。お客様は、後日、これを区市町村の窓口に提出し、自己負担分との差額の払い戻しを受けることができます。

事業団がサービスを実施するにあたり必要となる水道、ガス、電気、電話、食材などの材料費はお客様にご負担いただきます。

（２）料金の支払方法

翌月２０日までに、当月分の料金をご請求します。

お支払方法は、原則として金融機関の口座振替です。お客様の通帳のお取引内容欄には「N シャカイフクシ」と記入されます。振替日は、毎月２６日です。２６日が銀行等の休業日の場合は、翌営業日となります。

お客様のご事情により銀行等の口座振替ができなかった場合および口座振替が始まるまでは、事業団が指定する銀行等の口座に利用料金合計額をお振込みください。現金によるお支払いも可能です。

手数料はお客様のご負担となります。

事業団は、お支払い確認後、領収書を発行します。

５　サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

事業団との間で契約を締結していただきます。

契約締結時に必要な書類は以下のとおりです。

・必ず確認させていただくもの

① 介護保険被保険者証

② 介護保険負担割合証

・お持ちの方のみ確認させていただくもの

① 介護保険負担限度額認定証

② 生活困窮者に対する利用者負担額軽減確認証

③ その他利用者負担額の軽減制度に関する認定証等

サービスの利用はお客様が居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している介護支援専門員（ケアマネジャー）を通じての申込みになります。

（２）サービスの終了（契約の終了）

① お客様のご都合でサービスの利用を終了される場合

サービスの終了を希望する日の７日前までに、お申し出ください。

② つぎのいずれかに該当した場合は、自動的にサービスの提供を終了いたします。

ア お客様が、介護保険施設等に入所した場合

イ お客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

ウ お客様の要介護認定区分が要支援と認定された場合またはお客様が介護予防・日常生活支援総合事業における第１号訪問事業（訪問型サービス）の対象者と認定された場合

エ お客様が亡くなった場合または被保険者資格を喪失した場合

③ その他

以下の場合、事業団は文書で通知することにより即座にサービスの利用を終了させていただく場合があります。

- お客様が料金の支払を正当な理由がなく２か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払われないとき
- お客様またはそのご家族が、事業団、サービス従事者に対して、暴言、セクシュアルハラスメント（性的いやがらせ）、暴力などの不適切な言動をし、本契約を継続しがたいとき
- お客様またはそのご家族が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をし、改善の見込みがないとき
- お客様が入院もしくは病気等により、３か月以上にわたってサービスを利用できないことが明らかであるとき
- 事業団が事業所を閉鎖または縮小するとき、事業所における本契約に対応する業務を廃止するとき、または人員不足などやむを得ない理由によりお客様にサービスの提供ができないとき

６　緊急時の対応

お客様の健康状態が急変した場合または緊急の場合には、必要に応じ、主治医に連絡する等、必要な措置を講じます。また、お客様が別途届け出た緊急連絡先に連絡します。

お客様には、契約時に緊急連絡先を届け出ていただきます。変更があったときも同様です。

７　事故発生時の対応

（１）お客様に対するサービスの提供により事故が起きた場合は、緊急連絡先および居宅介護支援事業者等に連絡します。また、練馬区が定める要領に該当する場合には練馬区に報告します。

（2）お客様に対するサービスの提供によって、事業団の故意または過失により、お客様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、事業団はお客様に対してその損害を賠償します。

8　非常災害対策

事業団では、非常災害に関しての防災設備を備えると共に、定期的に避難訓練や防災訓練を行っています。

9　個人情報保護の取組み

事業団では、事業団個人情報の保護に関する規程を定め、プライバシーポリシーを策定しています。（http://www.nerima-swf.jp/privacy/）

10　サービス内容に関する苦情・相談等

事業団のサービスに関する苦情、相談等は、以下の担当者または窓口までお申し出ください。

（1）担当者

関町訪問介護事業所　お客様苦情担当係
管理者　佐　野　　智　美
電話　０３（３９２８）５２２５
（月曜～土曜　午前８時３０分～午後５時１５分　ただし祝日、年末年始を除く）

（2）窓口

○　練馬区社会福祉事業団 サービス向上担当課
電話　０３（６７５８）０１４０
（月曜～金曜　午前９時～午後５時　ただし祝日、年末年始を除く）

○　地域包括支援センター
お客様の住所地を担当する地域包括支援センター
（月曜～土曜　午前８時３０分～午後５時１５分　ただし祝日、年末年始を除く）
※お客様の住所地により、担当する地域包括支援センターが違います。
詳しくは別紙の地域包括支援センター一覧をご覧ください。

○　練馬区保健福祉サービス苦情調整委員事務局
電話　０３（５９８４）１４７２
（月曜～金曜　午前８時３０分～午後５時　ただし祝日、年末年始を除く）

○　東京都国民健康保険団体連合会　介護保険部　相談指導課
電話　０３（６２３８）０１７７（相談・苦情受付専用）
（月曜～金曜　午前９時～午後５時　ただし祝日、年末年始を除く）

１１　提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有り　・　(無し)
実施した直近の年月日	
実施した評価期間の名称	
評価結果の開示状況	

１２　虐待防止のための措置に関する事項

虐待防止のための対策を検討する委員会の開催と周知徹底

虐待防止および身体拘束のための指針の整備

虐待防止および身体拘束等の適正化のための研修

成年後見制度の利用支援

苦情解決体制の整備

上記に掲げる措置を適切に実施するため虐待防止に関する責任者を選任します。

虐待防止責任者	訪問介護事業課　課長

（別表）

訪問介護概算料金表（１割負担の場合）

以下はあくまで概算ですので、実際にご負担いただく額とは異なります。

（1） 基本料金（概算）

訪問介護費（特定事業所加算を含む金額）

サービス内容	所要時間	費用総額	利用者負担額
身体介護	２０分未満	2,040円	204円
	２０分以上３０分未満	3,055円	306円
	３０分以上１時間未満	4,856円	486円
	１時間以上１時間３０分未満	7,113円	712円
	１時間30分を超えて３０分を増すごとに	1,026円	103円
生活援助	２０分以上４５分未満	2,245円	225円
	４５分以上	2,758円	276円
身体介護に引き続き生活援助の提供	２０分以上	820円	82円
	４５分以上	1,630円	163円
	７０分以上	2,451円	246円

※夜間（18：00～22：00）又は早朝（7：00～8：00）は上記金額の25%増

※訪問介護員2名派遣の場合は上記金額の2倍

（2） 加算・減算利用料金（概算）（法令の要件を満たす場合）

種類		費用総額	自己負担額
初回加算	１月につき	2,280円	228円
生活機能向上連携加算	１月につき	1,140円	114円
緊急時訪問介護加算	１回につき（身体介護について算定）	1,140円	114円
認知症専門ケア加算	１日につき	34円	4円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ－ロ	1月につき	介護報酬総単位数×28.7%を加算	左記の1割
口腔連携強化加算	1回につき	570円	57円
同一建物減算		所定単位数の10%を減算	左記の１割

※所得に応じて、利用料が減額になる場合があります。区役所もしくは担当の介護支援専門員にお問い合わせください。

（3） その他の負担金

① 通院・外出介助における訪問介護員等の公共交通機関等の交通費について実費をご負担いただきます。

（４）キャンセル料
お客様のご都合でサービスの利用を中止する場合、取消しの時期に応じ下記のキャンセル料がかかります。
① 利用日の前営業日の午後5時15分まで・・・無料

② 利用日の前営業日の午後5時15分以降（利用中のサービス提供の中止、当日の無連絡を含む）

・・・保険適用外で算定した料金の５０％

※事業所の事務所営業日は月曜日～土曜日です。（日曜日及び１２月２９日から１月３日は休業日になります。）サービス提供の中止対象が月曜日の場合は特にご注意ください。

※サービス提供の中止の連絡は、事業所（０３－３９２８－５２２５）にて承ります。

訪問サービス重要事項説明書

＜令和８年（２０２６年）6月１日現在＞

１　事業所の概要

（１）事業所の所在地とサービス提供地域

事業所番号	１３７２００１０６３
事業所名	関町訪問介護事業所
所在地	東京都練馬区関町北一丁目7番10号 1階
サービス提供地域	練馬区

（２）事業所の職員体制　　（人）

	資　　格	常勤	非常勤	計
管理者（ｻｰﾋﾞｽ提供責任者）	介護福祉士	1		1
サービス提供責任者 （訪問事業責任者）	介護福祉士	4		4
	介護職員初任者 研修修了者			
従事者 介護福祉士			19	19
従事者 実務者研修修了者				
従事者 介護職員初任者研修修了者			6	6
従事者 訪問介護員養成研修１級課程修了者				
従事者 訪問介護員養成研修２級課程修了者			3	3
従事者 介護職員基礎研修修了者				
従事者 介護予防・日常生活支援訪問 サービス従事者研修修了者			5	5

（３）営業日、営業時間

事務所営業日　　月曜日～土曜日（年末年始を除く）

事務所営業時間　　午前８時３０分～午後５時１５分

サービス提供対応日　年末年始（12/29～1/3）を除く毎日

サービス提供時間　　以下の表のとおり

サービス 提供時間	通常時間帯 8:00～18:00	早　　朝 7:00～8:00	夜　　間 18:00～22:00
平　　日	○	○	○
土・日・祝	○	○	○

※天候、自然災害や交通事情その他諸事情により、サービス開始時間が訪問

予定時間より遅れることがあります。またサービスを中止させていただく場合がございます。予めご了承ください。

2　事業団の概要および運営方針

（1）事業団の概要

名称	社会福祉法人練馬区社会福祉事業団
代表者役職・氏名	理事長　臼　井　　素　子
本部所在地	東京都練馬区光が丘六丁目４番１号
電話番号	０３(６７５８)０１４０
運営事業	第一種社会福祉事業 ・特別養護老人ホームの経営 ・軽費老人ホームの経営 第二種社会福祉事業 ・老人デイサービスセンターの経営 ・老人短期入所事業の経営 ・老人居宅介護等事業の経営 ・障害福祉サービス事業の経営 ・移動支援事業の経営 ・老人福祉センターの経営 ・生計困難者に対する相談支援事業 公益事業 ・居宅介護支援事業 ・練馬区立敬老館運営業務 ・練馬福祉人材育成・研修センター事業 ・練馬区立区民ホール管理業務 ・地域包括支援センター運営業務 ・介護予防支援事業

（2）運営方針

事業団は、社会福祉事業に関する熱意および能力を有する職員による適切な援助を行うよう努めております。

① お客様の人権および意思を尊重し、常にお客様の立場に立って対応します。
② まごころをこめてお客様に接します。
③ お客様のプライバシーを保護し、業務上知りえた秘密は正当な理由なく第三者に開示しません。
④ 苦情相談の対応を速やかに行います。
⑤ 運営に関する情報は積極的に公開します。

3　サービス内容

事業団は介護予防サービス・支援計画または訪問サービス計画に沿い、以下のサービスを提供します。具体的な内容は介護予防サービス・支援計画書また

は訪問サービス計画書をご確認ください。

（１）身体介護（例）

身体介護行為	具　体　的　内　容
排泄介助	トイレ利用、ポータブルトイレ利用、おむつ交換　など
食事介助	食事介助、特段の専門的配慮をもって行う調理　など
清拭・入浴介助、身体整容	清拭（全身清拭）、部分浴、全身浴、洗面等、身体整容、更衣介助　など
体位変換、移乗・移動介助、外出介助	体位変換、移乗・移動介助、通院・外出介助 など
起床・就寝介助	起床介助、就寝介助　など
服薬介助	服薬介助　など
自立生活支援・重度化防止のための見守り的援助	自立支援、日常生活動作能力・生活の質の向上の観点から安全を確保しつつ常時介護できる状態で行う見守り など
上記に関わるサービス準備、記録など	健康チェック、環境整備、相談援助、情報収集・提供、サービス提供後の記録　など

（２）生活援助（例）

生活援助行為	具　体　的　内　容
掃除	ご本人の居室等ご本人が日常的に使用する場所の掃除、ゴミ出し、準備・後片付け　など
洗濯	洗濯機または手洗いによる洗濯、乾燥、取り入れと収納 アイロンがけ　など
ベッドメイク	シーツ交換、カバーの交換、ベッドメイキング、 布団干し　など
衣類の整理、補修	衣類の整理、被服の補修　など
調理、配下膳	配膳、後片付け、一般的な調理　など
買い物等	日常品の買い物、薬の受け取り　など
上記に関わるサービス準備、記録など	健康チェック、環境整備、相談援助、情報収集・提供、サービス提供後の記録　など

（３）その他のサービス（介護保険から給付される訪問介護サービスに限ります。）

４　料金

（１）料金

料金は、基本料金、加算・減算利用料金、その他の料金から構成されます。
介護保険の対象となる料金は、お客様の「介護保険負担割合証」に記載された負担割合でご負担いただきます。
詳細は別表をご参照ください。
なお、例外的に償還払い方式が採用される場合は、お客様にはいったん利用料金を全額お支払いいただくことになります。この場合は、事業団はお客様にサービス提供証明書を発行します。お客様は、後日、これを区市町村の窓口に提出し、自己負担分との差額の払い戻しを受けることができます。
事業団がサービスを実施するにあたり必要となる水道、ガス、電気、電話、食材などの材料費はお客様にご負担いただきます。

（２）料金の支払方法

翌月２０日までに、当月分の料金をご請求します。
お支払方法は、原則として金融機関の口座振替です。お客様の通帳のお取引内容欄には「Ｎシャカイフクシ」と記入されます。振替日は、毎月２６日です。２６日が銀行等の休業日の場合は、翌営業日となります。
お客様のご事情により銀行等の口座振替ができなかった場合および口座振替が始まるまでは、事業団が指定する銀行等の口座に利用料金合計額をお振込みください。現金によるお支払いも可能です。
手数料はお客様のご負担となります。
事業団は、お支払い確認後、領収書を発行します。

５　サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

事業団との間で契約を締結していただきます。
契約締結時に必要な書類は以下のとおりです。
・必ず確認させていただくもの
①　介護保険被保険者証
②　介護保険負担割合証
・お持ちの方のみ確認させていただくもの
①　介護保険負担限度額認定証
②　生活困窮者に対する利用者負担額軽減確認証
③　その他利用者負担額の軽減制度に関する認定証等
サービスの利用はお客様を担当する介護予防サービス・支援計画作成者を

通じての申込みになります。

（２）サービスの終了（契約の終了）

① お客様のご都合でサービスの利用を終了される場合
サービスの終了を希望する日の７日前までに、お申し出ください。

② つぎのいずれかに該当した場合は、自動的にサービスの提供を終了いたします。

ア お客様が、介護保険施設等に入所された場合

イ お客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

ウ お客様の要介護認定区分が要介護と認定された場合

エ お客様が亡くなった場合または被保険者資格を喪失された場合

③ その他
以下の場合、事業団は文書で通知することにより即座にサービスの利用を終了させていただく場合があります。

- お客様が料金の支払を正当な理由がなく２か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払われないとき
- お客様またはそのご家族が、事業団、サービス従事者に対して、暴言、セクシュアルハラスメント（性的いやがらせ）、暴力などの不適切な言動をし、本契約を継続しがたいとき
- お客様またはそのご家族が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をし、改善の見込みがないとき
- お客様が入院もしくは病気等により、３か月以上にわたってサービスを利用できないことが明らかであるとき
- 事業団が施設を閉鎖または縮小するとき、施設における本契約に対応する業務を廃止するとき、または人員不足などやむを得ない理由によりお客様にサービスの提供ができないとき

６　緊急時の対応

お客様の健康状態が急変した場合または緊急の場合には、必要に応じ、主治医に連絡する等、必要な措置を講じます。また、お客様が別途届け出た緊急連絡先に連絡します。

お客様には、契約時に緊急連絡先を届け出ていただきます。変更があったときも同様です。

７　事故発生時の対応

（１）お客様に対するサービスの提供により事故が起きた場合は、緊急連絡先およびお客様の住所を担当する地域包括支援センター等に連絡します。

また、練馬区が定める要領に該当する場合には練馬区に報告します。

（2）お客様に対するサービスの提供によって、事業団の故意または過失により、お客様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、事業団はお客様に対してその損害を賠償します。

8　非常災害対策

事業団では、非常災害に関しての防災設備を備えると共に、定期的に避難訓練や防災訓練を行っています。

9　個人情報保護の取組み

事業団では、事業団個人情報の保護に関する規程を定め、プライバシーポリシーを策定しています。（http://www.nerima-swf.jp/privacy/）

10　サービス内容に関する苦情・相談

事業団のサービスに関する苦情、相談等は、以下の担当者または窓口までお申し出ください。

（1）担当者

関町訪問介護事業所　お客様苦情相談担当
管理者　　佐　野　　智　美
電話　　０３（３９２５）５２２５
（月曜～土曜　午前８時30分～午後５時15分　ただし祝日、年末年始を除く）

（2）窓口

○　練馬区社会福祉事業団 サービス向上担当課
電話　　０３（６７５８）０１４０
（月曜～金曜　午前９時～午後５時　ただし祝日、年末年始を除く）

○　地域包括支援センター
お客様の住所地を担当する地域包括支援センター
（月曜～土曜　午前８時３０分～午後５時１５分　ただし祝日、年末年始を除く）
※お客様の住所地により、担当する地域包括支援センターが違います。
詳しくは別紙の地域包括支援センター一覧をご覧ください。

○　練馬区保健福祉サービス苦情調整委員事務局
電話　　０３（５９８４）１４７２
（月曜～金曜　午前８時３０分～午後５時　ただし祝日、年末年始を除く）

○　東京都国民健康保険団体連合会　介護保険部　相談指導課

電話　　０３（６２３８）０１７７（相談・苦情受付専用）
（月曜～金曜　午前９時～午後５時　ただし祝日、年末年始を除く）

１１　提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有り　・　無し
実施した直近の年月日	
実施した評価期間の名称	
評価結果の開示状況	

１２　虐待防止のための措置に関する事項

虐待防止のための対策を検討する委員会の開催と周知徹底
虐待防止および身体拘束のための指針の整備
虐待防止および身体拘束等の適正化のための研修
成年後見制度の利用支援
苦情解決体制の整備
上記に掲げる措置を適切に実施するため虐待防止に関する責任者を選任します。

虐待防止責任者	訪問介護事業課　課長

（別表）

訪問サービス費概算料金表（１割負担の場合）

以下はあくまで概算ですので、実際にご負担いただく額とは異なります。

（１） 基本料金（概算）

訪問サービス費

サービス区分		費用総額	利用者負担額	
訪問型サービスⅠ	週1回程度	13,007円	1,301円	1月につき
訪問型サービスⅡ	週2回程度	25,980円	2,598円	
訪問型サービスⅢ	週２回を超える場合	41,211円	4,122円	
訪問型サービスⅣ（月4回まで）	按分サービスで提供した場合、月途中に開始または終了した場合など適用する対象事由が生じた場合	2,964円	297円	1回につき

（２） 加算・減算利用料金（概算）（法令の要件を満たす場合）

種類		費用総額	自己負担額	
身体介護加算Ⅰ	週1回程度	399円	40円	1月につき
身体介護加算Ⅱ	週2回程度	798円	80円	1月につき
身体介護加算Ⅲ	週2回を超える場合	1,276円	128円	1月につき
身体介護加算Ⅳ		91円	10円	1回につき
初回加算		2,280円	228円	1月につき
生活機能向上連携加算		1,140円	114円	1月につき
介護職員等処遇改善加算Ⅰ－ロ		介護報酬総単位数×28.7%を加算	左記の１割	1月につき
同一建物減算		所定単位数の10%を減算	左記の１割	
口腔連携強化加算		570円	57円	月1回限度

※所得に応じて、利用料が減額になる場合があります。区役所もしくはお客様の住所地を担当する地域包括支援センターにお問い合わせください。

（３） その他の負担金

①通院・外出介助における訪問介護員等の公共交通機関等の交通費について実費をご負担いただきます。

（４） キャンセル料（お客様のご都合でサービスの利用を中止する場合、取消しの時期に応じて下記のキャンセル料がかかる場合があります。）

① 利用日の前営業日の午後５時15分まで・・・無料

② 利用日の前営業日の午後５時15分以降（利用中のサービス提供の中止、当日の無連絡を含む）

・・・保険適用外で算定した料金の５０％

※事業所の事務所営業日は月曜日～土曜日です（日曜日及び１２月２９日から１月３日は休業日になります）。サービス提供の中止対象が月曜日の場合は特にご注意ください。

※サービス提供の中止の連絡は、事業所の事務所（０３－３９２８－５２２５）にて承ります。

重要事項説明書

＜令和８年（２０２６年）6月１日現在＞

１．事業所の概要

（１）事業所の所在地とサービス提供地域

事業所番号	１３１２０００７４６
事業所名	関町訪問介護事業所
所在地	東京都練馬区関町北一丁目7番10号 1階
サービス提供地域	練馬区

（２）事業所の職員体制　　（人）

		資　格	常勤	非常勤	計
管理者（ｻｰﾋﾞｽ提供責任者）		介護福祉士	1		1
サービス提供責任者		介護福祉士	4		4
		実務者研修修了者			
従事者	介護福祉士			１９	１９
	実務者研修修了者				
	介護職員初任者研修修了者			6	6
	訪問介護員養成研修１級課程修了者				
	訪問介護員養成研修２級課程修了者			3	3
	介護職員基礎研修修了者				

（３）営業日、営業時間

事務所営業日　　月曜日～土曜日（年末年始を除く）

事務所営業時間　　午前８時３０分～午後５時１５分

サービス提供対応日　年末年始（12/29～1/3）を除く毎日

サービス提供時間　　以下の表のとおり

サービス提供時間	通常時間帯 8:00～18:00	早　朝 7:00～8:00	夜　間 18:00 ～22:00
平　日	○	○	○
土・日・祝	○	○	○

※早朝および夜間は料金が異なります。

※天候、自然災害や交通事情その他諸事情により、サービス開始時間が訪問予定時間より遅れることがあります。またサービスを中止させていた

だく場合がございます。予めご了承ください。

２　事業団の概要および運営方針

（１）事業団の概要

名称	社会福祉法人練馬区社会福祉事業団
代表者役職・氏名	理事長　臼　井　　素　子
本部所在地	東京都練馬区光が丘六丁目４番１号
電話番号	０３(６７５８)０１４０
運営事業	第一種社会福祉事業

・特別養護老人ホームの経営
・軽費老人ホームの経営

第二種社会福祉事業

・老人デイサービスセンターの経営
・老人短期入所事業の経営
・老人居宅介護等事業の経営
・障害福祉サービス事業の経営
・移動支援事業の経営
・老人福祉センターの経営
・生計困難者に対する相談支援事業

公益事業

・居宅介護支援事業
・練馬区立敬老館運営業務
・練馬福祉人材育成・研修センター事業
・練馬区立区民ホール管理業務
・地域包括支援センター運営業務
・介護予防支援事業

（２）運営方針

事業団は、社会福祉事業に関する熱意および能力を有する職員による適切な援助を行うよう努めております。

① お客様の人権および意思を尊重し、常にお客様の立場に立って対応します。
② まごころをこめてお客様に接します。
③ お客様のプライバシーを保護し、業務上知りえた秘密は正当な理由なく第三者に開示しません。
④ 苦情相談の対応を速やかに行います。
⑤ 運営に関する情報は積極的に公開します。

３　サービス内容

事業団は居宅介護計画等に沿い、以下のサービスを提供します。具体的な内容は居宅介護計画書等をご確認ください。

① 身体介護
② 家事援助
③ 通院等介助
④ 重度訪問介護

区分	具　体　的　内　容
身体介護	お客様の身体に直接接触する介助を行います。 例）排泄介助、食事介助、清拭、入浴介助、更衣介助、身体整容、洗面、起床・就寝介助、服薬介助　など
家事援助	家事を行うことが困難なお客様に対して家事の援助を行います。 例）掃除、洗濯、ベッドメイク、衣類整理・補修、調理・配膳下膳、買い物、薬の受け取り　など
通院等介助	通院等のための屋内外における移動等の介助、通院先での受診等の手続きを行います。
重度訪問介護	入浴、排泄、食事介助や調理、洗濯、掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の援助を行います。

（3）その他のサービス（障害者総合支援法から給付される居宅介護等サービスに限ります。）

４　料金

（1）料金

料金は、基本料金、加算・減算利用料金、その他の料金から構成されます。居宅介護サービスのお客様負担額は、原則として 1 割です。ただし、世帯ごとの前年度収入に応じて負担額の月額上限が定められているため、その金額以上の自己負担は生じないことになっています。

なお、例外的に償還払い方式が採用される場合は、お客様にはいったん利用料金を全額お支払いいただくことになります。この場合は、事業団はお客様にサービス提供証明書を発行します。お客様は、後日、これを区市町村の窓口に提出し、自己負担分との差額の払い戻しを受けることができます。

事業団がサービスを実施するにあたり必要となる水道、ガス、電気、電話、食材などの材料費はお客様にご負担いただきます。

（2）料金の支払方法

翌月２０日までに、当月分の料金をご請求します。
お支払方法は、原則として金融機関の口座振替です。振替日は、毎月 ５ 日です。５日が銀行等の休業日の場合は、翌営業日となります。
お客様のご事情により銀行等の口座振替ができなかった場合または口座振替が始まるまでは、事業団が指定する銀行等の口座に利用料金合計額をお振込みください。現金によるお支払いも可能です。
手数料はお客様のご負担となります。
事業団は、お支払い確認後、領収書を発行します。

５　サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

事業団との間で契約を締結していただきます。
契約締結時に必要な書類は以下のとおりです。

・必ず確認させていただくもの

① 障害福祉サービス受給者証
② 別冊

（２）サービスの終了（契約の終了）

① お客様のご都合でサービスの利用を終了される場合
サービスの終了を希望する日の７日前までに、お申し出ください。

② つぎのいずれかに該当した場合は、自動的にサービスの提供を終了いたします。

ア お客様が、施設に入所した場合
イ お客様の居宅介護等についての介護給付費の支給決定が取り消された場合
ウ お客様の介護給付費支給期間終了に伴い介護給付費支給申請を行った結果、不支給となった場合
エ お客様が亡くなった場合

③ その他
以下の場合、事業団は文書で通知することにより即座にサービスの利用を終了させていただく場合があります。

・お客様が料金の支払を正当な理由がなく２か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払われないとき
・お客様またはそのご家族が、事業団、サービス従事者に対して、暴言、セクシュアルハラスメント（性的いやがらせ）、暴力などの不適切な言動をし、本契約を継続しがたいとき
・お客様またはそのご家族が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為

をし、改善の見込みがないとき
- お客様が入院もしくは病気等により、3か月以上にわたってサービスを利用できないことが明らかであるとき
- 事業団が施設を閉鎖または縮小するとき、施設における本契約に対応する業務を廃止するとき、または人員不足などやむを得ない理由によりお客様にサービスの提供ができないとき

6　緊急時の対応

お客様の健康状態が急変した場合または緊急の場合には、必要に応じ、主治医に連絡する等、必要な措置を講じます。また、お客様が別途届け出た緊急連絡先に連絡します。

お客様には、契約時に緊急連絡先を届け出ていただきます。変更があったときも同様です。

7　事故発生時の対応

（1）お客様に対するサービスの提供により事故が起きた場合は、緊急連絡先および障害福祉サービス事業者等に連絡するなど必要な措置を講じます。また、基準の定めに従い、都道府県および区市町村に報告します。

（2）お客様に対するサービスの提供によって、事業団の故意または過失により、お客様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、事業団はお客様に対してその損害を賠償します。

8　非常災害対策

事業団では、非常災害に関しての防災設備を備えると共に、定期的に避難訓練や防災訓練を行っています。

9　個人情報保護の取組み

事業団では、事業団個人情報の保護に関する規程を定め、プライバシーポリシーを策定しています。（http://www.nerima-swf.jp/privacy/）

10　サービス内容に関する苦情・相談

事業団のサービスに関する苦情、相談等は、以下の担当者または窓口までお申し出ください。

（1）担当者

関町訪問介護事業所　お客様苦情相談担当

管理者　佐　野　智　美

電話　　０３（３９２８）５２２５

（月曜～土曜　午前８時３０分～午後５時１５分　ただし祝日、年末年始を除く）

（2）窓口

○　練馬区社会福祉事業団 サービス向上担当課

電話　　０３（６７５８）０１４０

（月曜～金曜　午前９時～午後５時　ただし祝日、年末年始を除く）

○　練馬区保健福祉サービス苦情調整委員事務局

電話　　０３（５９８４）１４７２

（月曜～金曜　午前８時３０分～午後５時　ただし祝日、年末年始を除く）

○　東京都社会福祉協議会　福祉サービス運営適正化委員会

電話　　０３（５２８３）７０２０

（月曜～金曜　午前１０時～午後４時　ただし祝日、年末年始を除く）

１１　提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有り　・　無し
実施した直近の年月日	
実施した評価期間の名称	
評価結果の開示状況	

１２　虐待防止のための措置に関する事項

虐待防止のための対策を検討する委員会の開催と周知徹底

虐待防止および身体拘束のための指針の整備

虐待防止および身体拘束等の適正化のための研修

成年後見制度の利用支援

苦情解決体制の整備

上記に掲げる措置を適切に実施するため虐待防止に関する責任者を選任します。

虐待防止責任者	訪問介護事業課　課長

（別表）

居宅介護概算料金表（１割負担の場合）

以下はあくまで概算ですので、実際にご負担いただく額とは異なります。

（１）基本料金（概算）

居宅介護費

サービス内容	所要時間	費用総額	利用者負担額
身体介護 通院介助 （身体介護を伴う場合）	３０分未満	2,867円	287円
	３０分以上１時間未満	4,524円	453円
	１時間以上１時間３０分未満	6,574円	658円
	１時間30分以上2時間未満	7,492円	750円
	2時間以上2時間３０分未満	8,444円	845円
	30分増すごとに右記料金を加算	929円	93円
家事援助 通院介助 （身体介護を伴わない場合）	30分未満	1,187円	119円
	30分以上45分未満	1,713円	172円
	４５分以上1時間未満	2,206円	221円
	１時間以上１時間15分未満	2,676円	268円
	1時間15分以上1時間30分未満	3,080円	308円
	15分増すごとに右記料金を加算	392円	40円

※夜間（18：00～22：00）又は早朝（7：00～8：00）は上記金額の25%増

※居宅介護員2名派遣の場合は上記金額の2倍

※その他の料金および重度訪問介護については障害者総合支援法令によります。

（２）加算・減算利用料金（概算）（法令の要件を満たす場合）

種類		費用総額	自己負担額
初回加算	１月につき	2,240円	224円
緊急時対応加算	１回につき（月2回まで）	1,120円	112円
利用者負担上限額管理加算	月１回を限度	1,680円	168円
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）一口	1月につき	居宅介護サービス費等の報酬総単位数×44.1%を加算	左記の1割

（３）その他の負担金

①通院・外出介助における居宅介護員等の公共交通機関等の交通費について、実費をご負担いただきます。

（４）キャンセル料

お客様のご都合でサービスの利用を中止する場合、取消しの時期に応じ下記のキャンセル料がかかります。

① 利用日の前営業日の午後5時15分まで・・・無料

② 利用日の前営業日の午後5時15分以降（利用中のサービス提供の中止、当日の無連絡を含む）

・・・費用総額の５０％

※事業所の事務所営業日は月曜日～土曜日です（日曜日及び１２月２９日から１月３日は休業日になります）。サービス提供の中止対象が月曜日の場合は特にご注意ください。

※サービス提供の中止の連絡は、事業所（０３－３９２８－５２２５）にて承ります。